

## P2P ファイル交換ソフト通信遮断装置運用方針

平成 22 年 6 月 4 日  
情報戦略室  
情報支援センター

国立大学法人宮崎大学（以下、本学）は、P2P ファイル交換ソフトによる著作権侵害および情報漏洩を防ぐ必要性を認識している。このため、本学では、著作権に関する法令を遵守し、次の方針に基づき P2P ファイル交換ソフトによる通信を遮断する装置（以下、P2P 遮断装置）の運用を適切に行うことに努める。

### （目的）

P2P ファイル交換ソフトの使用による著作権侵害および情報漏洩を防ぐことを目的とし、学内ネットワークに P2P 遮断装置を設置し運用する。

### （遮断対象）

著作権侵害や情報漏洩の恐れのあるファイル交換に限らず、P2P ファイル交換ソフトを使用したすべての通信に対して遮断を行う。

### （遮断の限界）

P2P ファイル交換ソフトを使用した通信であっても、技術的な限界により遮断できないことがある。

### （遮断の例外）

研究や教育に必要な P2P ファイル交換ソフトの通信に対しては、申請により最高情報セキュリティ責任者（以下、CISO）が認めた場合に限り遮断を行わない。

### （定義ファイルの更新）

P2P ファイル交換ソフトの通信定義ファイルは常に最新のものに更新する。

### （遮断情報の管理）

遮断を行った履歴情報は定期的に確認し、一定期間保存する。

### （利用者への対応）

P2P ファイル交換ソフトの通信の遮断を行った場合は、通信を行った者の所属する部局の長に対してその旨通知し、利用者への指導を要請する。

(遮断情報の開示)

遮断履歴情報は、開示請求により CISO が認めた場合において開示する。

(学内情報ネットワークの利用停止)

P2P ファイル交換ソフトの使用を指摘された者が、部局長の指導によっても使用を継続した場合、当該者に事前通告した上で当該利用者のネットワーク接続に必要なすべての ID および当該者の利用している PC のネットワーク接続を停止し、所属する部局長および CISO へ連絡する。ただし、個人情報漏洩やウィルス感染など、学内の情報を保護するうえで緊急性が高いと判断される場合は、当該者に事前通告することなく停止する。

(学内情報ネットワークの利用再開)

学内情報ネットワークの利用を停止された者への指導がなされ、所属する部局長から CISO へ当該者の学内情報ネットワークの利用再開の申し出により、CISO が認めた場合において当該者の学内情報ネットワークの利用を再開する。

(責任の所在)

P2P ファイル交換ソフトを使用することにより生じた損害については原則として使用者の責任とする。

(その他)

この方針に定めるもののほか、宮崎大学情報セキュリティポリシーに従う。また、情報セキュリティポリシーの改定や組織の変更、情報システムの変更が生じた場合は、この方針を適宜改定する。その他、P2P 遮断装置の運用に必要な事項は情報戦略室および情報支援センターで検討する。

なお、本学の P2P ファイル交換ソフト通信遮断に関する問い合わせは、情報支援センター情報基盤・システム運用部門で対応する。